

総合事業における「国が定める単価」の改正（2019 年 10 月施行）等について

1. 2019 年 10 月から施行する見直し内容

介護給付において、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、総合事業における「国が定める単価」の改正が予定されています(2019 年 10 月施行)。

これを踏まえて、2019 年 10 月に、本市の総合事業の報酬単価の見直しを行う予定です。あわせて、サービスコード表やCSVファイルも変更となります。

なお、現時点では、国から具体的な単位数は示されておりません。

<国が定める単価の改正内容（別紙厚労省事務連絡参照）>

(1) 消費税率の引き上げを踏まえた対応

介護給付の報酬改定を踏まえ、基本単価への上乗せを行う。なお、上乗せする単位数については、介護給付の訪問介護及び通所介護、予防給付の介護予防支援に倣って見直しを行う。

(2) 介護人材の処遇改善のための対応

介護給付の報酬改定を踏まえ、事業所における介護人材の処遇改善を行うための加算を新設する。なお、加算率については、介護給付の訪問介護及び通所介護に倣って定める。

2. その他

(1) 介護予防訪問サービスにおけるサービス提供責任者体制減算の廃止（平成 31 年 4 月）

平成 30 年 4 月にサービス提供責任者の任用要件から初任者研修課程修了者及び旧 2 級課程修了者が廃止され、現に従事している者に係る 1 年間の経過措置も平成 31 年 3 月末に終了します。

これに伴い、平成 31 年 4 月より、初任者研修課程修了者又は旧 2 級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算（サービス提供責任者体制減算）が廃止となります。

(2) 生活支援訪問サービスの指定について

生活支援訪問サービスと、介護予防訪問サービスは、別のサービスのため、指定もそれぞれで必要です。

介護予防訪問サービスの指定を受けていても、生活支援訪問サービスの指定を受けていないと生活支援訪問サービスの提供はできませんので、ご注意ください。